都市公園における自動販売機設置

（都市公園法の設置許可）の提案募集

# 募　集　要　項

令和８年１２月１１日
提案書受付・審査実施

名　　古　　屋　　市

この募集要項と別冊で物件説明書があります。

# 目 次

◇ 募集のあらまし .....P1

◇ 募集要項 .....P3

第1 許可対象物件 ..... P3

第2 応募者の資格 .....P3

第3 自動販売機の設置条件..... P6

第4 提案書の受付日時等 .....P8

第5 提案金額.....P8

第6 提案書 .....P8

第7 審査.....P9

第8 応募資格確認申請 .....P10

第9 許可申請候補者の決定.....P11

第10 設置の許可の手続.....P11

第11 使用料の納付.....P12

◇ 許可対象物件一覧表 .....P13～15

◇ 都市公園に設置する自動販売機に関する協定書(案) .....P16～19

◇ 提案書(提案書・記載例)..... P20～26

◇ 委任状(委任状・記載例).....P27～28

◇ 応募資格確認申請書等(申請書・記載例) .....P29～32

◇ 法人役員等に関する調書(調書・記載例) .....P33～34

◇ 販売実績報告書(販売実績報告書・記載例) .....P35～36

◇ 公園施設設置許可申請書..... P37

◇ 公園施設設置許可証(案) .....P38

◇ 市役所位置図・交通案内図 .....P39

# 募集のあらまし

この募集による都市公園への自動販売機の設置は、最低使用料（月額）以上で最も高い使用料（月額・上限額以内）を支払う旨の提案をされた方に、一定期間、都市公園法第５条第１項に基づく設置の許可をするものです。

応募を希望される方は、募集要項（別冊の物件説明書を含む。以下同じ。）をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。応募にあたっては、募集要項や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「募集のあらまし」は以下の通りです。

**募集要項（この案内書）の配布**

**令和８年11月13日(金)から令和８年12月10日(木)まで**

市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。

▼

**提案書の受付(詳しくは８ページ)**

**令和８年12月11日(金)**

**（場所　名古屋市役所西庁舎12階市長部局入札室）**

市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。必要事項を記入し、提案書（提案を委任する場合は委任状も）をご持参ください。

※郵送では受け付けておりません。

▼

**許可申請候補者の決定**

受付会場において、受付の終了後、ただちに提案者の面前で審査を行います。審査の結果、提案者のうち最低使用料（月額）以上で最も高い使用料（月額・上限額以内）の提案をした方を許可申請候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

▼

(次ページへ)

▼

**応募資格確認申請書の提出(詳しくは 10 ページ)**

**令和 8 年 12 月 11 日(金)から令和 8 年 12 月 25 日(金)**

許可申請候補者の方は、市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、応募資格確認申請書及び添付書類を提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、提案を無効とし、次順位者を許可申請候補者とします。

▼

**審査結果の通知(詳しくは 11 ページ)**

**令和 9 年 1 月 29 日(金)まで**

応募資格の審査後、応募資格確認通知書を送付します。

▼

**設置の許可申請書の提出(詳しくは 11 ページ)**

**令和 9 年 2 月 26 日(金)まで**

許可申請期限は令和 9 年 2 月 26 日(金)です。許可期間終了後は、再度募集を行い、許可の相手方を決定する予定です。

▼

**使用料の納付(詳しくは 12 ページ)**

使用料（年額）を定められた期限までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

▼

**自動販売機の設置**

設置工事は、許可を得たうえで行ってください。許可期間の始期から営業開始できなかった場合でも、本市は使用料の減額やその他補償には一切応じられません。設置許可物件の撤去を行う際は、許可期間内に原状回復のうえご返還ください。（ただし、本市が認める場合を除く）

# 募　集　要　項

この募集に応募を希望される方は、都市公園法、名古屋市都市公園条例、その他の関係法令・規程及びこの募集要項によるとともに、必ず現地を確認し、応募される都市公園の現状・現形を承知されたうえで、自動販売機の設置の提案をしてください。

応募のために提出された書類等に記載された情報は、この募集に関する事務のみに使用します。

## 第１ 許可対象物件

1 許可対象物件は、許可対象物件一覧表及び物件説明書（別冊）のとおりです。
2 募集は物件番号ごとに行います。複数物件に応募することもできます。
3 許可面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。
4 詳しくはそれぞれの仕様書をご参照ください。
5 現地説明会は行いません。応募希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

## 第2 応募者の資格

次に該当する方は、この募集に応募することができません。
1 入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
2 次のいずれかに該当する方でその事実があった後3年間経過していない方(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。）　を受けている方を除きます。）
(1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた方
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
(6) (1)から(5)までの一に該当する事実があった後3年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをなされている方
4 民事再生法（平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをなされている方
5 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和

32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員がこの募集に応募しようとしない者等である方。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合については、特別の理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらずこの募集に参加することができます。

6 募集告知日から都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可(以下「許可」という。)までの間に指名停止を受けている方

7 募集告知日から許可までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)<次頁参照>及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている方

8 募集告知日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水等)を設置した実績を有しない方

9 応募資格確認審査の結果資格がないと認められた方

10 都市公園における自動販売機設置に係る設置許可の前回募集に応募し、提案決定後、正当な理由なく設置許可を申請しなかった方

11 都市公園における自動販売機設置に係る設置許可の前回募集に応募し、許可物件の設置後、正当な理由なく許可期間満了前に廃止の申出をした方(ただし、当該物件に限るものとし、他の物件への提案は可。)

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け　名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　略

(2) 法人等　法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等　法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等　暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

## 第3 自動販売機の設置条件

（物件ごとに異なりますので、別冊の物件説明書をご参照ください。）

1 設置事業者の施設使用形態

(1) 自動販売機の設置は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、公園施設の設置許可をする方法により行います。

(2) 都市公園法に基づく許可であり、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

2 許可期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日　5年間

(2) 原則、(1)の期間満了前に自己都合により管理を廃止することはできません。名古屋市がやむを得ないと判断した時はその限りではありませんが、次回の当該物件に対する募集に応募できない可能性があります。

(3) 年度途中での管理の廃止はできません。期間満了前の年度末に、管理の廃止を希望する場合は、当該年度8月末日までに廃止の申出をしてください。ただし、名古屋市がやむを得ないと判断した時は、年度途中での廃止を認める場合もあります。

(4) 既納の使用料の返還には応じられません。ただし、事業者の責めに帰することができない正当な事由により廃止せざるを得ないと名古屋市が認めた場合はこの限りではありません。

(5) 上記の許可期間終了後は、再度募集を行い、許可の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

(1) 公園施設の設置許可を得た後、所管土木事務所等と調整のうえ、令和9年4月1日から同月30日までに機器を設置し、営業開始してください。

(2) 上記 (1) の期間から営業開始できなかった場合でも、名古屋市は使用料の減額やその他補償には一切応じられません。

4 使用料

使用料は、募集により決定した金額です。なお、許可に係る使用料は、機器の設置時期や供用時期に関わらず、提案金額（月額）に当該年度ごとの許可月数を乗じた額を、年度ごとに徴収します。使用料については、消費税及び地方消費税の課税対象となりません。

5 必要経費

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。

(2)・ 物件番号　緑土－１～緑土－４５、緑土－４７

最低使用料（月額）は、自動販売機の稼働に係る電気料金を考慮して設定されておりますので、別途電気料金をお支払い頂く必要はありません。電気料金以外の諸経費については設置事業者の負担とします。

・物件番号　緑土－４６

物件別特記仕様書に従い、別途、電気事業者と電気受給契約を締結してください。

(3) 物件によっては、電気工事が必要となる場合があります。この場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。詳しくは別冊物件説明書の仕様書及び許可に合わせて締結する協定書（案）をご参照ください。

6 設置機器の仕様

別冊の物件説明書をご参照ください。

7 利用上の制限

許可期間中は次の事項を遵守してください。

(1) 募集条件を遵守し、使用料を期限までに確実に納付すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) その他許可証、協定書、物件説明書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了し、又はその他の理由により許可が終了したときは、許可の期間内に原状回復し、原状回復届を所管土木事務所等へ提出し、所管土木事務所等の検査確認を受けてください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

9 物件別特記仕様

物件によって個別の仕様があり、別冊物件説明書の物件別特記仕様書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、物件別特記仕様書に記載の担当課までお問い合わせください。

## 第4 提案書の受付日時等

| | |
|---|---|
| 受付会場 | 名古屋市役所　西庁舎12階　市長部局入札室 |
| 受付日時 | **令和 8 年 12 月 11 日(金)午前 10 時～** |
| 必要書類等 | **(1)提案書**<br>募集要項の20～24ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。記載方法は、25～26ページの「記載例　提案書」をご参照ください。<br>**(2) 委任状（代理人が提案書を提出する場合）**<br>代理人による提案書の提出には、委任状が必要となります。募集要項の27ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。代理人ごとに作成し、委任する物件番号を必ず記載してください。代理人は、1物件につき複数の提案書の提出を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件番号の提案書の提出を委任することはできません。 |
| 注意事項 | (1)応募者又はその代理人（以下「提案者」という。）は、受付時限を過ぎると提案書の提出はできません。午前10時までにお越しください。<br>(2)提案者以外の方は、入場できません。<br>(3)公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。<br>(4)談合情報が寄せられた場合は、提案の受付を中止することがあります。 |

## 第5 提案金額

提案金額は、使用料の月額を表示してください。最低使用料（月額）以上で**最も高い使用料（月額・上限額以内）**で提案された方が許可申請候補者となります。最低使用料（月額)、使用料上限額（月額）については、許可対象物件一覧表をご参照ください。

## 第6 提案書

1 提案は所定の提案書を使用します。募集要項の20～25ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

2 提案書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

3 金額の訂正はできませんのでご注意ください。

4 提案金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

5 提案者は、その提出した提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6 代理人は、1物件につき複数の提案を代理することはできません。

7 前各項に違反する提案及び次のいずれかに該当する提案は、無効とします。
(1) 応募資格のない方のした提案
(2) 最低使用料（月額）に達しない金額を記載した提案
(3) **使用料上限額（月額）**を超えた金額を記載した提案
(4) 金額を改ざんし、又は訂正した提案
(5) 記入事項を判読できない提案
(6) 提案事項の一部又は全部が記入されていない提案
(7) 一定の金額をもって価格を表示しない提案
(8) 記名のない提案
(9) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の提案（代理人によるものも含む。）
(10) その他募集の条件に違反した提案

## 第7 審査

1 審査は、受付会場において提案書の受付終了後ただちに提案者の面前で行います。提案者が審査に立ち会わないときは、この募集事務に関係のない職員が立ち会います。
2 審査の結果、提案者のうち最低使用料（月額）以上で**最も高い使用料（月額・上限額以内）**の提案をした方を許可申請候補者とし、受付会場内で次順位者と合わせて発表します。
3 最も高い使用料（月額・上限額以内）の提案者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、許可申請候補者を決定します。ただし、提案者がくじを引かないときは、この募集事務を担当しない職員が代行します。くじにより許可申請候補者を決定したときは、許可申請候補者の提案書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

## 第8 応募資格確認申請

1 許可申請候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
2 資格審査は許可申請候補者ごとに行います。物件ごとに複数提出していただく必要はありません。
3 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。(3～5ページ「第2 応募者の資格」を参照)
4 許可申請候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が許可申請候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

| | |
|---|---|
| 受付期間 | **令和 8 年 12 月 11 日（金)～令和 8 年 12 月 25 日(金)**<br>午前 8 時 45 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く） |
| 提出先 | 名古屋市役所緑政土木局緑地部緑地利活用課　市役所西庁舎5階<br>郵送する場合は、封筒表に「応募資格確認申請書在中」と朱書きしてください。<br>〒 460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>名古屋市役所緑政土木局緑地利活用課　あて |
| 必要書類等 | (1)**応募資格確認申請書及び事務担当者票**　各1通<br>募集要項の29～30ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。<br>(2)〈個人の場合〉**住民票の写し**又は**外国人登録原票の写し**　1通<br>〈法人の場合〉**現在事項全部証明書**又は**履歴事項全部証明書**　1通<br>どちらも発行後3月以内のもの（令和8年12月25日に提出する場合は、令和8年9月25日以降のもの）で、連名の場合は連名者全員のもの。また、複写機による写しをもってこれに代えることができるものとする。<br>(3)〈法人のみ〉**法人役員等に関する調書**<br>募集要項の33ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。<br>(4)〈個人法人いずれも〉**募集告知日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水またはアイスクリーム）を設置した実績のわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）**<br>※連名で提案された場合は、連名者全員の実績が必要です。 |

| | |
|---|---|
| 注意事項 | (1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。<br>(2) 郵送の場合は、簡易書留郵便による郵送をお勧めします。<br>(3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。<br>(4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。 |
| 受付後 | (1)申請受付後、参加資格について審査をし、令和9年1月29日（金）までに「**応募資格確認通知書**」を送付します。<br>なお、本市から内容の確認を行う場合があります。<br>(2)「応募資格確認通知書」の到着後、許可関係書類（第10に記載のとおり）を郵送します。緑地管理課が申請事務を行いますので指示に従ってください。 |

## 第9 許可申請候補者の決定

提案結果については、許可申請候補者の応募資格の確認後、提案者数、許可申請候補者名、提案金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、許可申請候補者以外の方の提案者名、提案金額について照会があれば回答しますので、予めご承知おきください。公開することに同意いただけない場合は、提案応募をすることができませんので、ご注意ください。

## 第10 設置の許可の手続

1 許可申請候補者には、設置条件を定める協定書を締結のうえ、都市公園法第5条第1項による公園施設（自動販売機）の設置の許可を受けていただきます。公園施設設置許可申請書（名古屋市都市公園条例施行細則第1号様式。以下「申請書」という。）を送付しますので、指示に従い申請手続を行ってください。

申請書の提出後､所定の手続を経て､許可証(名古屋市都市公園条例施行細則第4号様式)を交付します。

協定書、申請書、許可証の案文は、協定書16～19ページ、申請書37ページ、許可証38ページをご参照ください。

2 許可申請期限は、**令和9年2月26日(金)**です。それまでに申請をしないときは、許可申請候補者の資格を取り消します。この場合、今後実施される都市公園における自動販売機設置に係る募集に応募できない場合があります。

3 協定書に貼付する収入印紙は、許可申請候補者の負担とします。

4 協定書の締結及び許可申請並びにこれに対する許可は、原則、提案者（応募資格確認申請者）名義で行います。許可申請時に、別途、委任状を提出することで、受任者名義で行うことも可能とします。

## 第11 使用料の納付

使用料は、年度ごとに名古屋市が発行する納入通知書に定める期限までに納付してください。

なお、使用料は提案金額（月額）に当該年度ごとの許可期間を乗じた額とし、許可期間始期から営業開始できなかった場合でも当該年度分の使用料を納付していただきます。

許可対象物件一覧表

| 物件番号 | 種類 | 施設名称 | 設置場所 | 台数（台） | 面積（㎡） | 最低使用料（月額・円） | 使用料上限額（月額・円） | 新規・再募集 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 緑土-1 | 清涼飲料水 | 木ヶ崎公園 | テニスコート付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-2 | 清涼飲料水 | 楠公園 | ①北東駐車場付近<br>②西側入口付近 | 2 | 4.80 | 20,400 | 378,000 | 再募集 |
| 緑土-3 | 清涼飲料水 | 早苗公園 | 便所付近 | 1 | 1.92 | 7,360 | 151,200 | 再募集 |
| 緑土-4 | 清涼飲料水 | 幅下公園 | 南東出入口付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-5 | 清涼飲料水 | 児玉南公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-6 | 清涼飲料水 | 蛇池公園 | 蛇池便所付近 | 1 | 1.40 | 6,450 | 110,250 | 再募集 |
| 緑土-7 | 清涼飲料水 | 西原公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 6,450 | 110,250 | 再募集 |
| 緑土-8 | 清涼飲料水 | 見寄公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 6,450 | 110,250 | 再募集 |
| 緑土-9 | 清涼飲料水 | 押切公園 | テニスコート北側 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-10 | 清涼飲料水 | 稲葉地公園 | 公園北側出入口付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-11 | 清涼飲料水 | 西柳公園 | 公園北側出入口付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-12 | 清涼飲料水 | 日比津公園 | 公園駐車場付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-13 | 清涼飲料水 | 興正寺公園 | 便所付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-14 | 清涼飲料水 | 弥富公園 | 西側便所付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-15 | 清涼飲料水 | 瑞穂ケ丘公園 | 便所付近 | 1 | 1.26 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-16 | 清涼飲料水 | 新開公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-17 | 清涼飲料水 | 中根公園 | 北東入口付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-18 | 清涼飲料水 | 南郊公園 | テニスコート更衣室付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-19 | 清涼飲料水 | 花町公園 | 便所付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-20 | 清涼飲料水 | 神宮東公園 | 南側便所付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |

| 物件番号 | 種類 | 施設名称 | 設置場所 | 台数（台） | 面積（㎡） | 最低使用料（月額・円） | 使用料上限額（月額・円） | 新規・再募集 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 緑土-21 | 清涼飲料水 | 松葉公園 | テニスコート出入口付近 | 1 | 2.00 | 9,500 | 157,500 | 再募集 |
| 緑土-22 | 清涼飲料水 | 高畑公園 | 便所付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-23 | 清涼飲料水 | 荒越公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-24 | 清涼飲料水 | 八家公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-25 | 清涼飲料水 | 野田公園 | 野球場東側出入口付近 | 1 | 1.40 | 6,450 | 110,250 | 再募集 |
| 緑土-26 | 清涼飲料水 | 港北公園 | テニスコート付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-27 | 清涼飲料水 | 福田公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-28 | 清涼飲料水 | 新茶屋川公園 | テニスコート入口付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-29 | 清涼飲料水 | 稲永公園 | 野球場AB付近<br>便所A横 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 新規 |
| 緑土-30 | 清涼飲料水 | 稲永公園 | 野球場EF付近<br>更衣室横 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 新規 |
| 緑土-31 | 清涼飲料水 | 元塩公園 | テニスコート東側出入り口付近 | 1 | 1.40 | 6,450 | 110,250 | 再募集 |
| 緑土-32 | 清涼飲料水 | 平池中央公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-33 | 清涼飲料水 | 城土公園 | 西側便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-34 | 清涼飲料水 | 川田公園 | 北側便所付近 | 1 | 1.40 | 6,450 | 110,250 | 再募集 |
| 緑土-35 | 清涼飲料水 | 大森中央公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 6,450 | 110,250 | 再募集 |
| 緑土-36 | 清涼飲料水 | 新海池公園 | 野球場付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-37 | 清涼飲料水 | 姥子山中央公園 | 北西側分電盤付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-38 | 清涼飲料水 | 勅使ヶ池緑地 | 駐車場付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 新規 |
| 緑土-39 | 清涼飲料水 | 虹ヶ丘公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-40 | 清涼飲料水 | 天白公園 | 北側便所付近 | 2 | 4.80 | 20,400 | 378,000 | 再募集 |
| 緑土-41 | 清涼飲料水 | 野並公園 | 便所付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |

| 物件番号 | 種類 | 施設名称 | 設置場所 | 台数（台） | 面積（㎡） | 最低使用料（月額・円） | 使用料上限額（月額・円） | 新規・再募集 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 緑土-42 | 清涼飲料水 | 戸笠公園 | 北西駐車場付近 | 1 | 1.40 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-43 | 清涼飲料水 | 井口公園 | トイレ付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 新規 |
| 緑土-44 | 清涼飲料水 | 城山公園 | 便所付近 | 1 | 1.56 | 5,400 | 63,000 | 再募集 |
| 緑土-45 | 清涼飲料水 | 当知中央公園 | 便所付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 再募集 |
| 緑土-46 | 清涼飲料水 | 神宮東公園 | 熱田土木事務所北側植樹帯 | 1 | 3.40 | 5,950 | 267,750 | 再募集 |
| 緑土-47 | アイスクリーム | 新海池公園 | 野球場付近 | 1 | 2.40 | 10,200 | 189,000 | 新規 |

# 都市公園に設置する自動販売機に関する協定書(案)

名古屋市（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、甲の管理する都市公園に設置する自動販売機に関し、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条　乙は、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）その他関係法令（甲の定める要綱、要領その他の基準を含む。）の定めに従うとともに、信義に従い誠実にこの協定を履行しなければならない。

（許可物件）

第2条　乙は、次の表に定めるところにより、自動販売機（その附属物を含む。以下同じ。）を設置するものとする。

| 物件名 | 設置する都市公園名 | 設置場所 | 設置台数 | 設置面積 |
|---|---|---|---|---|
| 自動販売機 | ○○公園 | | 台 | ㎡ |

2　乙は、前項の規定により自動販売機を設置する場合は、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可（以下「許可」という。）を受けて行わなければならない。

（指定用途）

第3条　乙は、別紙仕様書に定める設置場所（以下「許可区域」という。）を、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2　乙は、前項に定める使用をするにあたっては、仕様書の内容を遵守しなければならない。

（許可期間）

第4条　甲は、乙に対して、自動販売機を設置させるため、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを期間とする許可を行うものとする。この場合において、甲は必要な条件を付して許可することができるものとする。

（使用料）

第5条　乙は、許可期間中においては、許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を、甲の発行する納入通知書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。

2　使用料の額は、1月につき○○○○○円とし、当該年度ごとの許可月数を乗じた額を年度ごとに納付するものとする。

（督促等）

第6条　乙が前条第1項の納付期限までに使用料を支払わないとき、甲は法令の規定に基

づき督促を行うことができるものとする。この場合において、当該督促をした後相当の期間を経過してもなお乙が使用料を支払わないときは、強制執行等の手続きを行うことができるものとする。

（届出事項）

第7条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号、代表者その他の重要事項について変更があったとき。

(2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 許可物件が滅失又は損傷したとき。

（公園利用者への利用の開始）

第8条　乙は、令和9年4月1日から同月30日までの間に許可物件を設置し、公園利用者への利用に供しなければならない。

2　乙は、やむを得ない事情により、前項に定める期日までに公園利用者への利用を開始できない場合は、事前にその詳細な理由及び利用を開始できる日を付した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条　乙は、許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

（維持管理義務）

第10条　乙は、善良な管理者としての注意をもって許可物件の維持管理に努め、来園者の安全、災害の防止及び美観の保持に努めなければならない。

2　前項の維持管理にかかる費用はすべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

3　乙は、許可物件の設置又は維持管理に起因し、公園利用者や近隣住民等（以下「公園利用者等」という。）に迷惑をかけ、又は損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4　乙は、許可物件に関し、公園利用者等から苦情又は要望等があった場合は、乙の責任において速やかに解決をしなければならない。

5　乙は、許可物件の設置又は維持管理に起因し、公園を損傷させ、又は公園利用者等に損害を与えた時は、直ちにその内容を書面により甲に報告しなければならない。

（調査協力義務）

第11条　甲は、許可区域について随時その使用状況を調査することができる。この場合において、甲が必要と認める場合は、乙はこれに協力しなければならない。

2　乙は、毎月、都市公園に設置した自動販売機に係る月別販売数量を記載した販売実績報告書を甲へ提出しなければならない。

（許可の取消）

第12条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために許可区域を必要とするとき。
(2) 許可区域に関し、都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき、都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき、その他都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
(3) 乙が第1条に定める関係法令・規程又はこの協定の定めに違反したとき。
(4) その他乙に許可を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

2 前項の定めにより許可を取り消した場合において、既納の使用料は還付しない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 前項ただし書の定めによる使用料の還付額は、次の算定式により算定した額とする。

$$\text{使用料の還付額} = \text{当該年度の使用料} \times \frac{\text{許可物件を廃止した日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数}}{12}$$

（許可物件の廃止）

第13条 第4条で定める事業期間の満了前における許可物件の廃止は認められない。ただし甲がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

2 乙は、前項の定めにおいて年度途中での許可物件の廃止をすることができないこととし、許可物件の廃止をする場合は、当該年度8月末日までに申出をしなければならない。ただし甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

3 前各項の定めにより乙が許可物件の廃止をした場合において、既納の使用料は還付しない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって廃止する必要が生じた場合、その他甲が正当な理由があると認めた場合は、使用料を還付することができる。

4 前項ただし書の定めによる使用料の還付額は第12条第3項に定める算定式により算定した額とする。

（原状回復義務）

第14条 許可期間が満了し、又はその他の理由により許可が終了したときは、許可の期間内に、乙は自己の費用をもって許可物件を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 乙は、前項の定めにより許可区域を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 乙が第1項に定める義務を履行しないときは、甲がこれを代執行し、これに要した費用を乙から徴収する。

（協定の終了）

第15条 甲は、第12条第1項第3号又は第4号に掲げる理由によって許可を取り消した場合において、本協定を解約させることができる。

（損害賠償）
第16条　乙は、この協定及び許可に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）
第17条　乙は、許可期間が満了した場合又はその他の理由により許可が終了した場合において、許可物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（許可申請等の費用）
第18条　許可の申請及び協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）
第19条　この協定書及び仕様書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）
第20条　甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市

代表者　名古屋市長　○○　○○　　印

乙

㊞

物件番号　（緑土－1 ～緑土－10 ）

# 提　　案　　書

年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　　名古屋市長

（応募者）

所在地

商号又は名称

代表者　役職・氏名

（代理人）
住所

氏名

都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集において、私は、募集要項に従い、下記の設置場所の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 金額（月額の使用料） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | （位） | |
| 緑土－1 | 木ヶ崎公園 | テニスコート付近 | | | | | | | | | 円 | 月額を記入すること |
| 緑土－2 | 楠公園 | ①北東駐車場付近<br>②西側入口付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－3 | 早苗公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－4 | 幅下公園 | 南東出入口付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－5 | 児玉南公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－6 | 蛇池公園 | 蛇池便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－7 | 西原公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－8 | 見寄公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－9 | 押切公園 | テニスコート北側 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－10 | 稲葉地公園 | 公園北側出入口付近 | | | | | | | | | 円 | |

注意事項
①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
③代理人が応募する場合は、応募者（委任者）の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人（受任の住所・氏名を記入してください。
④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に￥マークを記入してください。
⑤金額の訂正はできません。

物件番号　（緑土－11～緑土－20）

# 提　　案　　書

年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　　名古屋市長

（応募者）

所在地

商号又は名称

代表者　役職・氏名

（代理人）
住所

氏名

都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集において、私は、募集要項に従い、下記の設置場所の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 金額（月額の使用料） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | （位） | |
| 緑土－11 | 西柳公園 | 公園北側出入口付近 | | | | | | | | | 円 | 月額を記入すること |
| 緑土－12 | 日比津公園 | 公園駐車場付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－13 | 興正寺公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－14 | 弥富公園 | 西側便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－15 | 瑞穂ケ丘公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－16 | 新開公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－17 | 中根公園 | 北東入口付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－18 | 南郊公園 | テニスコート更衣室付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－19 | 花町公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－20 | 神宮東公園 | 南側便所付近 | | | | | | | | | 円 | |

注意事項
①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
③代理人が応募する場合は、応募者（委任者）の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人（受任の住所・氏名を記入してください。
④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に￥マークを記入してください。
⑤金額の訂正はできません。

物件番号　（緑土－21～緑土－30）

# 提　　案　　書

年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　　名古屋市長

（応募者）

所在地

商号又は名称

代表者　役職・氏名

（代理人）
住所

氏名

都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集において、私は、募集要項に従い、下記の設置場所の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 金額（月額の使用料） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | （位） | |
| 緑土－21 | 松葉公園 | テニスコート出入口付近 | | | | | | | | | 円 | 月額を記入すること |
| 緑土－22 | 高畑公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－23 | 荒越公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－24 | 八家公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－25 | 野田公園 | 野球場東側出入口付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－26 | 港北公園 | テニスコート付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－27 | 福田公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－28 | 新茶屋川公園 | テニスコート入口付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－29 | 稲永公園 | 野球場AB付近<br>便所A横 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－30 | 稲永公園 | 野球場EF付近<br>更衣室横 | | | | | | | | | 円 | |

注意事項
①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
③代理人が応募する場合は、応募者（委任者）の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人（受任の住所・氏名を記入してください。
④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に￥マークを記入してください。
⑤金額の訂正はできません。

物件番号　（緑土－31～緑土－40）

# 提　　案　　書

年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　　名古屋市長

（応募者）

所在地

商号又は名称

代表者　役職・氏名

（代理人）
住所

氏名

都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集において、私は、募集要項に従い、下記の設置場所の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 金額（月額の使用料） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | （位） | |
| 緑土－31 | 元塩公園 | テニスコート東側出入り口付近 | | | | | | | | | 円 | 月額を記入すること |
| 緑土－32 | 平池中央公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－33 | 城土公園 | 西側便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－34 | 川田公園 | 北側便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－35 | 大森中央公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－36 | 新海池公園 | 野球場付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－37 | 姥子山中央公園 | 北西側分電盤付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－38 | 勅使ヶ池緑地 | 駐車場付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－39 | 虹ヶ丘公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－40 | 天白公園 | 北側便所付近 | | | | | | | | | 円 | |

注意事項
①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
③代理人が応募する場合は、応募者（委任者）の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人（受任の住所・氏名を記入してください。
④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に￥マークを記入してください。
⑤金額の訂正はできません。

物件番号　（緑土－41～緑土－47）

# 提　　案　　書

年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　　名古屋市長

（応募者）

所在地

商号又は名称

代表者　役職・氏名

（代理人）
住所

氏名

都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集において、私は、募集要項に従い、下記の設置場所の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 金額（月額の使用料） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | （位） | |
| 緑土－41 | 野並公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | 月額を記入すること |
| 緑土－42 | 戸笠公園 | 北西駐車場付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－43 | 井口公園 | トイレ付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－44 | 城山公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－45 | 当知中央公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－46 | 神宮東公園 | 熱田土木事務所<br>北側植樹帯 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－47 | 新海池公園 | 野球場付近 | | | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | | | | 円 | |

注意事項
①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
③代理人が応募する場合は、応募者（委任者）の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人（受任の住所・氏名を記入してください。
④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に￥マークを記入してください。
⑤金額の訂正はできません。

記 載 例　委任状を提出しない場合

物件番号（緑土－　～緑土－　）

# 提　　案　　書

≪注意事項①≫
連名で提案する場合は、全員の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）の記入が必要

（あて先）
名古屋市
代表者　　名古屋市長

（応募者）

(1) 個人の場合 → 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋　太郎

所在地

商号又は名称

(2) 法人の場合 → 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋株式会社
代表取締役　名古屋　一郎

代表者　役職・氏名

（代理人）
住所

氏名

都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集において、私は、募集要項に従い、下記の設置場所の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 金額（月額の使用料） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | （位） | |
| 緑土－1 | ○○公園 | 便所付近 | | | ￥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 | 月額を記入すること |
| 緑土－2 | △△公園 | 北出入口付近 | | | ￥ | 3 | 3 | 2 | 0 | 0 | 円 | |
| 緑土－3 | ××公園 | 駐車場北側 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－4 | ◎◎公園 | 北側園路付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－5 | □□公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－33 | ▲▲公園 | 東側便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－34 | ●●公園 | 北側出入口付近 | | | ￥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 | |

注意事項
①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
③代理人が応募する場合は、応募者（委任者）の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人（受任者）の住所・氏名を記入してください。
④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に￥マークを記入してください。
⑤金額の訂正はできません。

記 載 例　委任状を提出する(代理人が提案する)場合

物件番号 （緑土－　～緑土－　）

# 提　　案　　書

年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　　名古屋市長

（応募者）

所在地　　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

商号又は名称　　名古屋株式会社

代表者　役職・氏名　　代表取締役　名古屋　一郎

（代理人）

住所　　名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

氏名　　愛知　次郎

都市公園における自動販売機の設置(都市公園法の設置許可)の提案の募集において、私は、募集要項に従い、下記の設置場所の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 金額(月額の使用料) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | (位) | |
| 緑土－1 | ○○公園 | 便所付近 | | | ￥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 | 月額を記入すること |
| 緑土－2 | △△公園 | 北出入口付近 | | | ￥ | 3 | 3 | 2 | 0 | 0 | 円 | |
| 緑土－3 | ××公園 | 駐車場北側 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－4 | ◎◎公園 | 北側園路付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－5 | □□公園 | 便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－33 | ▲▲公園 | 東側便所付近 | | | | | | | | | 円 | |
| 緑土－34 | ●●公園 | 北側出入口付近 | | | ￥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 | |

注意事項
①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
③代理人が応募する場合は、応募者(委任者)の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)を記入の上、代理人(受任者)の住所・氏名を記入してください。
④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に￥マークを記入してください。
⑤金額の訂正はできません。

# 委　　任　　状

私は都合により　　を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委　任　事　項

令和8年12月11日実施の都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案募集に関する一切の権限（応募資格確認申請を除く）

| | |
|---|---|
| 委任する物件番号 | |

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

委任者　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者　役職・氏名）

上記委任の件承諾いたしました。

受任者　（住 所）
（氏 名）

（あて先）名古屋市長

| | | |
|---|---|---|
| 委任状保管<br>緑政土木局緑地利活用課 | 取扱<br>責任者 | |

記　載　例

# 委　　任　　状

私は都合により　名古屋市中区丸の内二丁目1番36号　愛知　次郎　を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委　任　事　項

令和〇年〇月〇日実施の都市公園における自動販
可）の提案募集に関する一切の権限（応募資格確認申

*≪注意事項①≫*
*複数物件を委任する場合は、委任する物件すべてを記入すること*

| | |
|---|---|
| 委任する物件番号 | 緑土－1、緑土－2、緑土－4、緑土－7 |

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓

*≪注意事項②≫*
*委任者については、本社、代表取締役等の会社の代表権のある方とすること*

委任者　（所在地）　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

（商号又は名称）　名古屋　株式会社

（代表者　役職・氏名）　代表取締役　名古屋　一郎

上記委任の件承諾いたしました。

受任者　（住　所）　名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

（氏　名）　愛知　次郎

（あて先）名古屋市長

| | | |
|---|---|---|
| 委任状保管<br>緑政土木局緑地利活用課 | 取扱<br>責任者 | |

# 応募資格確認申請書

令和　年　月　日

（あて先）
名古屋市長　様

所　在　地
商号又は名称
（ フリガナ ）
代表者 役職・氏名
電 話 番 号　（　　）　　－

令和8年11月13日付けで公表のありました都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の応募資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集に係る募集要項に定める応募資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類
①〈個人の場合〉住民票の写し又は外国人登録原票の写し　1通
　〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書　1通
　（どちらも発行後3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。）
②〈法人のみ〉法人役員等に関する調書
③〈個人法人いずれも〉令和8年11月13日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績のわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）

# 事務担当者票

応募資格確認申請書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

| | | |
|---|---|---|
| 応募資格確認申請者 | 所在地 | 〒 |
| | 商号又は名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 資料郵送先 | 住所 | 〒 |
| | 氏名又は法人名 | |
| | 部署名<br>担当者名 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

記　載　例

# 応募資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　様

所　在　地
個人の場合
商号又は名称

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ナゴヤ　タロウ
名古屋　太郎
(052)961－1111

（フリガナ）
代表者 役職 氏名
法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋　株式会社
ナゴヤ　イチロウ
代表取締役　名古屋　一郎
(052)961－1111

電　話　番　号

令和〇年〇月〇日付けで公表のありました都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の応募資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この都市公園における自動販売機の設置（都市公園法の設置許可）の提案の募集に係る募集要項に定める応募資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類
①〈個人の場合〉住民票の写し又は外国人登録原票の写し　1通
　〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書　1通
　（どちらも発行後3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。）
②〈法人のみ〉法人役員等に関する調書
③〈個人法人いずれも〉令和〇年〇月〇日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績のわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）

記　載　例

# 事務担当者票

応募資格確認申請書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

| | | |
|---|---|---|
| 応募資格確認申請者 | 所在地 | 〒460－8508<br>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| | 商号又は名称 | 名古屋　株式会社 |
| | 代表者氏名 | 代表取締役　名古屋　一郎 |
| | 電話番号 | (052)961－1111 |
| 資料郵送先 | 住所 | 〒460－8508<br>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| | 氏名又は法人名 | 名古屋　株式会社 |
| | 部署名<br>担当者名 | 営業一課　　愛知　次郎 |
| | 電話番号 | (052)972－2318 |
| | メールアドレス | jiro_aichi@×××× jp |

# 法人役員等に関する調書

| | |
|---|---|
| 商号又は名称 | |
| 所　在　地 | |

| 役 職 名 | (フ リ ガ ナ)<br>氏　　名 | 生年月日 | 性別 | 住　　所 |
|---|---|---|---|---|
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |
| | (　　) | T･S･H<br>・　・ | | |

※　法人の役員について記載すること。

記　載　例

# 法人役員等に関する調書

| 商号又は名称 | 名古屋株式会社 |
|---|---|
| 所　在　地 | 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 |

| 役 職 名 | （フ リ ガ ナ）<br>氏　　名 | 生年月日 | 性別 | 住　　所 |
|---|---|---|---|---|
| 代表取締役 | （ナゴヤ　イチロウ）<br>名古屋　一郎 | T・Ⓢ・H<br>20・8・15 | 男 | 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 |
| 取締役 | （ナゴヤ　ハナコ）<br>名古屋　花子 | T・Ⓢ・H<br>21・7・14 | 女 | 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 |
| 取締役 | （アイチ　ジロウ）<br>愛知　次郎 | T・Ⓢ・H<br>30・6・13 | 男 | 名古屋市中区丸の内二丁目 1 番 36 号 |
| 監査役 | （コウシャ　サブロウ）<br>公社　三郎 | T・Ⓢ・H<br>40・5・12 | 男 | 名古屋市中区二の丸二丁目２番２号 |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |
| | （　　） | T・S・H<br>・　・ | | |

代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。

※　法人の役員について記載すること。

# 販売実績報告書

年　月　日

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請者 | 会社名 | | | | | |
| | 役職・氏名 | | | | | |
| | 連絡先 | 担当者 | | | 電話番号 | |
| 協定締結日 | | | 許可期間 | | | |

| 公園名称 | 設置場所 | 販売数量 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

注意事項

1　毎月報告してください。

2　報告先　名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課
（所在地:名古屋市中区三の丸三丁目1番1号　／　電話: 052-972-2492　FAX: 052-972-4143　／　E-mail: a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp）

記 載 例

# 販売実績報告書

年　月　日

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 申請者 | 会社名 | 名古屋株式会社 | | 委任者 | |
| | 役職・氏名 | 代表取締役　名古屋　一郎 | | | |
| | 連絡先 | 担当者 | 営業課　甲野乙郎 | 電話番号 | ×××　－　〇〇〇〇 |
| 協定締結日 | 年　月　日 | | 許可期間 | 年　月　日 ～　年　月　日 | |

| 公園名称 | 設置場所 | 販売数量 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 〇〇公園 | 便所付近 | 500 | | | | | | | | | | | | 500 |
| ××公園 | 公園北側 | 450 | | | | | | | | | | | | 450 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

注意事項
1　毎月報告してください。
2　報告先　名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課
（所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号　／　電話：052-972-2492　FAX：052-972-4143　／　E-mail: a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp）

様式１

# 公園施設設置許可申請書

年　　月　　日

(あて先)名古屋市長

申請者　住所　〒

氏名
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

次のとおり、公園施設を設置したいので許可を申請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 設置する都市公園名 | | | | |
| 設置の場所 | | 設置面積 | | 平方メートル |
| 設置する公園施設の種類及び数量 | | | | |
| 設置する公園施設の構造 | | | | |
| 設置の目的 | | | | |
| 設置の期間 | | | | |
| 設置工事の方法 | | | | |
| 設置工事の工期 | | | | |
| 設置に要する資金計画 | | | | |
| 管理の方法 | | | | |
| 管理に要する資金計画 | | | | |
| 都市公園の復旧方法 | | | | |
| 使用料の額 | | | | |
| その他 | | | | |

（更新の場合は下記も記入）
申請内容の変更　有□　無□
前回許可番号　指令土緑管第　－　　号

(案)

**第４号様式（第２条第２項）**

８指令土緑管第 ○-○○ 号

# 許　　可　　証

〒○○○-○○○○
住　所　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
申請者
氏　名　名古屋株式会社
代表取締役　名古屋　一郎

| | |
|---|---|
| 関係都市公園名 | ○○公園（○○区） |
| 許可の場所 | 本件許可に係る協定書のとおり |
| 許可の事項 | 上記協定書のとおり<br>自動販売機（○○○）　○台　○㎡ |
| 許可の期間 | ○年○月○日　～　○年○月○日 |
| 都市公園の復旧方法 | 原状に復旧すること |
| 使用料の額（年額） | ￥○○○○○○★<br>（月額○○○○円×○月） |
| 許可の条件 | 上記協定書の定めに従うこと |
| その他 | |

上記のとおり都市公園内における　　公園施設の設置　　を許可します。

年　月　日

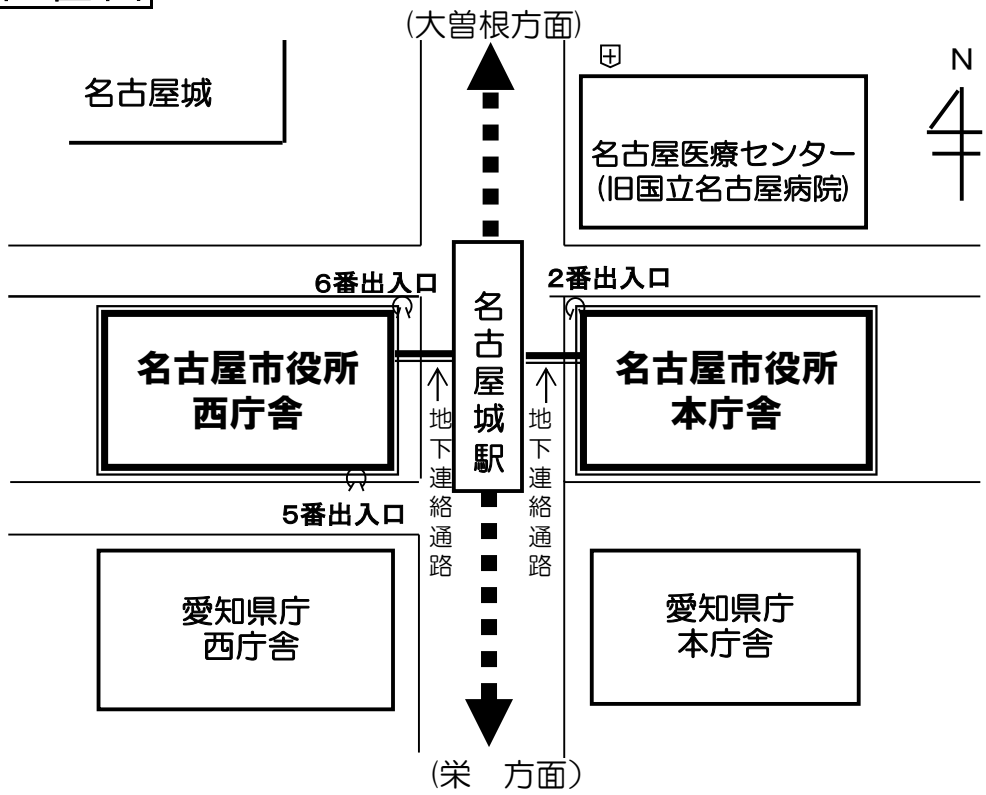
名古屋市長　○○　○○　　㊞

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。

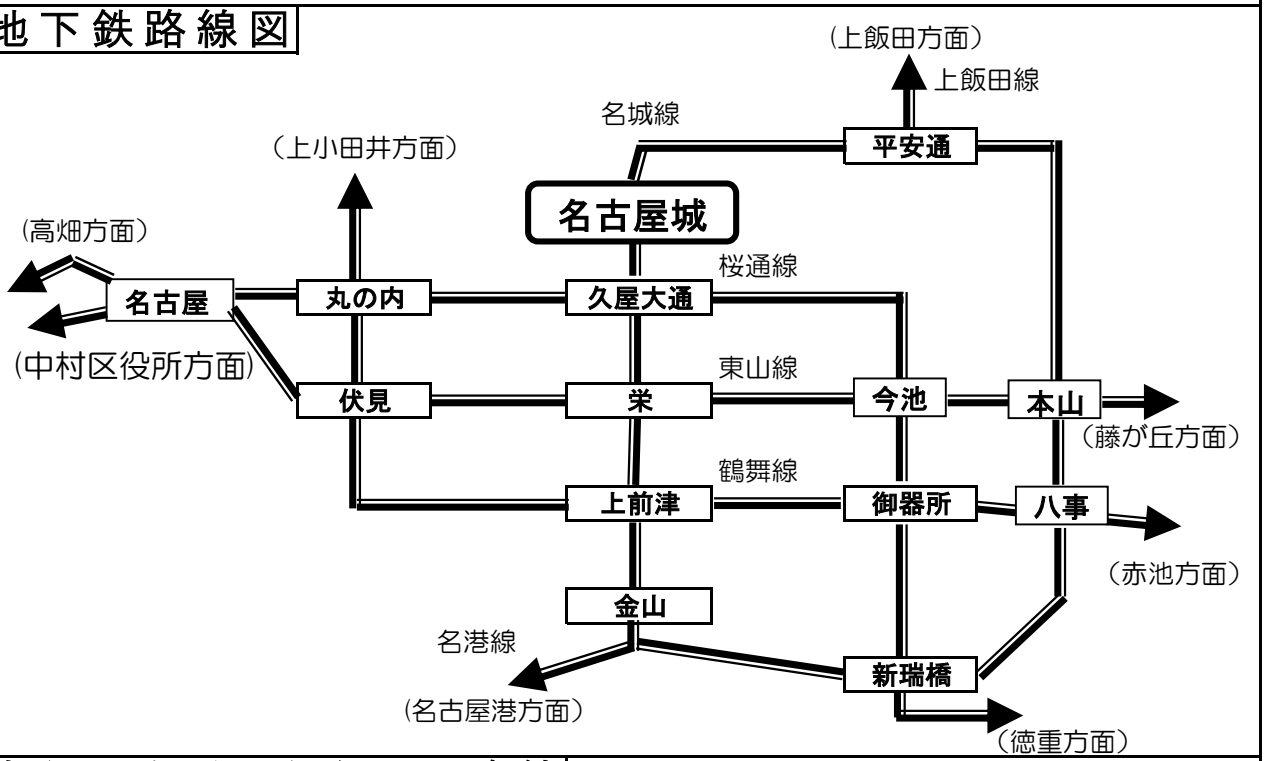
2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、６箇月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

（緑政土木局緑地部緑地管理課）

## 市役所位置図




## 地下鉄路線図




## 市役所を通る主なバス路線

■基幹2(栄～**市役所**～引山・四軒家)

■基幹2(名古屋駅～**市役所**～光ヶ丘・猪高車庫)

■名駅14(名古屋駅～**市役所**～大曽根)

■栄11(栄～**市役所**～如意車庫前・平田住宅)

■栄25(栄～**市役所**～名塚中学・名西橋)

# お問い合わせは

| | |
|---|---|
| 担 当 課 | 名古屋市役所緑政土木局緑地部緑地利活用課<br>TEL：052-972-2492<br>FAX：052-972-4143<br>メールアドレス：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp |
| 受付期間 | 令和８年11月１３日（金）～令和８年12月１０日（木）<br>午前8時45分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く） |

※問い合わせ件数などの情報は、募集の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。